

会津若松市町内会等への除・排雪補助金の交付等に関する要綱

(令和7年2月17日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、豪雪時における市民生活の安定を図るため、町内会及び自治会(以下「町内会等」という。)に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則(平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「生活道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受ける道路及び帰属済未認定道路(以下「公道等」という。)以外の道路で、常時一般交通の用に供されているものをいう。

(補助の対象等)

第3条 市長は、町内会等が当該区域内の生活道路の除・排雪を行った場合に補助金を交付するものとし、その詳細及び額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金は、雪害応急対策本部(会津若松市雪害応急対策本部設置要綱第1条に定める雪害応急対策本部をいう。)が設置された期間に行われた除・排雪を対象とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、除・排雪補助金交付申請書(第1号様式)とし、雪害応急対策本部が設置された日以降に申請を受け付けることとする。

2 規則第4条第2項第3号に規定する別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支予算書(第2号様式)
- (2) 経費見積書
- (3) 除・排雪箇所図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助の決定)

第5条 市長は、補助金の交付又は不交付を決定したときは、除・排雪補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、除・排雪補助金変更申請書(第4号様式)に収支予算書(第5号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、除・排雪補助金実績報告書(第6号様式)に収支精算書(第7号様式)を添えて行うものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた町内会等は、補助事業が完了したときは、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた町内会等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年度分の補助金について適用する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助回数
町内会等が自ら実施する、生活道路の除・排雪に係る建設機械の借上げ等に要した経費とする。	1/2以内とする。	10万円以内とする。	1回とする。